

○財務省告示第三百二十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 第一条、第四十七条及び第六十条
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

四 発行方法

（以下「価格競争入札」という。）、「価格競争入札」と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

六

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 申
の 度 債 当 込 る か 申
応 額 市 て み 。 ら み
募 の 場 特 。 応 の う
額 範 別 募 ち 申
を 囲 参 額 募 申
割 内 加 を 案 額 募
り に 者 分 に 順 格
当 お 者 分 に 次 の
て い 者 と の 割 高
る て と の 各 申 込

五

方 募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 あ 争 争
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別 っ 入 入
発 別 に ご と 務 に 競 争 市 る 参 加 同 行
行 加 る に 大 臣 が 各 国 債 市 場 の 者 財 時 一
と 者 発 行 募 限 度 債 市 場 特 別 加 と 大 臣 行 行
い 第 一 以 下 一 国 債 市 場 特 別 加 と 大 臣 行 行
う 。 II 非 価 格 競 争 市 場 特 別 加 と 大 臣 行 行
。 争 入 札 発 行 一 とい いう 。 一 とい いう 。
争 入 札 発 行 一 とい いう 。 一 とい いう 。
争 入 札 発 行 一 とい いう 。 一 とい いう 。

十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 期
日加支額限 子以

初利入価・別債行争
期札格第参市及入
利発競II加場び札
子率行争非者特国発

平成二十四年九月二十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額
百円につき百円
平成三十四年九月二十日
利子をその日以前六月間に属する
て、その日以、各支払期にお
を、支払期とし、各支払期にお
毎、年三月十日及び九月十日
を、年三月十日及び九月十日
を、年三月十日及び九月十日
を、年三月十日及び九月十日

年〇・八パーセント
平成二十五年三月十日を
平成二十五年三月十日を
期とし、次の算式により算
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号におい
規定する期日について同じ。
額面金額 $\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$